

名古屋市指名停止要綱の改正について

独占禁止法違反行為等に厳しく対処し、入札の公正性を確保するため、以下のとおり名古屋市指名停止要綱を改正します。

1. 改正内容

別表第2の下記部分について改正します。(太字下線部が改正部分です。)

措置要件	改正前期間	改正後期間
2 独占禁止法違反行為 有資格者等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し、排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで告発されたとき。 (1)本市契約に関するもの (2) (1)以外のもの	当該事実を知った日から ()内は逮捕又は告発の場合 <u>6か月</u> (12か月) <u>2か月</u> <u>(3か月)</u>	当該事実を知った日から ()内は逮捕又は告発の場合 <u>10か月</u> (12か月) <u>6か月</u> <u>(8か月)</u>
3 談合 有資格者等が、刑法(談合又は公契約関係競売等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1)本市契約に関するもの (2) (1)以外のもの	逮捕又は公訴を知った日から 12か月 <u>3か月</u>	逮捕又は公訴を知った日から 12か月 <u>8か月</u>
8 談合等不正行為の確認 有資格者等が談合等不正行為を行った事実を、本市公正入札調査委員会が確認したとき。	当該事実を確認した日から <u>6か月</u>	当該事実を確認した日から <u>10か月</u>

2. 施行日

令和5年10月1日

【問合わせ先】

財政局契約部契約監理課審査係 TEL 052-972-2321